

第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針

図書館法に基づき、誰もが気軽に安心して利用できる市民生活に役立つ図書館をめざして、市民の皆さんとともに積極的な図書館運営を進めるため、平成31年度から向こう5年間の河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針をつぎのとおり定めます。

1. 読書活動を推進し、市民の読書習慣の定着化を促進します。
2. 市民との協働を推進するとともに、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与します。
3. 子どもたちに多様で豊かな読書環境や学習機会を提供するため、学校、地域、家庭との連携を図ります。
4. 図書館機能の充実を目的に、児童サービスやレファレンスサービスほか各種サービスの向上を図ります。
5. 郷土歴史資料や行政資料の収集保存を進め、その普及啓発や活用を図ります。
6. 図書館を利用することで市民自らの課題が解決できるよう、図書館資料の活用を促進します。
7. 図書館司書及びその他の職員の資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施します。
8. コンプライアンスを推進し、安全で安心な図書館の読書環境を維持します。

平成31年3月31日
河内長野市立図書館

※図書館職員にとってのコンプライアンスとは：

市民に信頼される図書館を実現していくために、法令や社会規範、ルールなどを遵守するとともに、高い倫理観をもって、公平・公正かつ適正に職務を遂行すること